

## 特記仕様書

業務名	出島浄水場浄水発生土有効利用業務委託
施設名	出島浄水場
履行場所	和歌山市出島97
履行期間	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

第1条 受託者は、プロポーザルで調査立案し委託者に提案した企画提案書の内容に基づき、次の出島浄水場浄水発生土有効利用業務（以下「委託業務」という。）を行う。

- (1) 出島浄水場汚泥処理施設内の脱水機により発生した浄水発生土を、その発生量に合わせて、受託者の処理施設まで運搬すること。
- (2) 受託者の処理施設にて出島浄水場の浄水発生土を受け入れ、有効利用できる状態となるよう処理した上で、有効利用すること。
- (3) その他
  - ア 打合せ協議（適宜）
  - イ 成果品作成
  - ウ 有効利用の報告書作成

第2条 浄水発生土の予定搬出量は、180tとする。ただし、天候等により浄水発生土の搬出及び処理量が増減することが考えられるため、搬出及び処理数量については、委託者の指示に従うこと。

第3条 受託者は、コンテナを出島浄水場に常時設置する浄水発生土集積用に1基、浄水発生土搬送用に1基と、2基のコンテナを入れ替えて搬出するため、出島浄水場用に6m<sup>3</sup>のコンテナを2基以上確保し、最大積載量8tの運搬用車両1台以上を用意すること。

第4条 受託者は、集積用コンテナが満杯になれば脱水機が運転できなくなるため、コンテナに7割程度浄水発生土が溜まれば、コンテナを差し替えて浄水発生土を搬出すること。

第5条 浄水発生土の性状は次のとおりとする。

- (1) 通常の保管で、腐敗、揮発等の性状変化はない。
- (2) 他の廃棄物と混合等により生じる支障はない。

第6条 委託業務は、水道施設運転中に実施するため、水道業務に支障とならないよう作業には十分注意しなければならない。また、事故発生又は発生のおそれがあるとき、受託者は直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容を委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

なお、委託業務実施中における作業員の事故については、受託者がその責任を負わなければならない。

第7条 受託者の使用する車両は次のとおりとする。

- (1) 必ず和歌山市又は和歌山県に対し産業廃棄物収集運搬車両として届け出た車両を使用すること
- (2) 最大積載量が8tであり、6m<sup>3</sup>のコンテナ運搬用車両であること。
- (3) 車両使用の権原は、自動車検査証の所有者が受託者と同じであること。自動車検査証の所有者が受託者と異なる場合は、車両使用承諾書等により使用の権原を明らかにすること。

第8条 委託業務実施については、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月4日、悪天候の日は搬出しない。
- (2) 搬出時間は次のとおりとする。  
平日 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 受託者は、浄水発生土を受託者の施設で受け入れる際、浄水発生土の計量を行い、遅延なく計量伝票を委託者に提出しなければならない。
- (5) 1日の搬出量について最大12tまでとする。  
委託者より搬出量調整の指示があった場合は指示に従うこと。
- (6) 土曜日、日曜日、祝日においても委託者からコンテナ移動の依頼があれば行うこと。
- (7) 受託者は、委託者から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

第9条 浄水発生土の搬送に当たっては、場内、搬送経路において、第三者に迷惑をかけないよう十分配慮するとともに、浄水発生土の飛散等を防止するため、覆いを完全に施す等細心の注意を払って運行すること。

第10条 浄水発生土搬出の際に不純物等が混入しないよう十分に注意すること。

第11条 受託者は、搬出回数分の産業廃棄物管理票(マニフェスト)に必要事項を記入の上、事前に委託者に提出すること。

第12条 搬出の所在地は次のとおりとする。

搬出場所

和歌山市出島97

出島浄水場

第13条 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する津法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第14条 受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

第15条 提出書類は次のとおりとする。

- (1) 契約締結後、速やかに次に掲げる書類を提出すること。

- ア 事業計画書 1部  
イ 実施スケジュール 1部  
ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可書その他関係書類の写し
- (2) 契約締結後、必要に応じて次に掲げる書類を適宜提出すること。
- 計量伝票 搬出回数分
- (3) 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品（次に掲げる書類）を提出すること。
- ア 業務報告書（有効利用の報告書含む） 1部  
イ マニフェスト 1式  
ウ 記録写真 1部
- (4) その他
- その他業務に必要と認められるもの。
- 第16条 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることとする。
- 第17条 業務の実施にあたっては、和歌山市企業局と十分協議したうえで行うこと。
- 第18条 本業務にかかる成果品は、全て和歌山市企業局に帰属するものとし、当事業計画の中で事業目的に沿って使用すること。
- 第19条 契約期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合は、出島浄水場担当者と連絡をとり、対応を協議して適正な処理を行うこと。（電話 073-471-2404）
- 第20条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

以上